

新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員公印規程

平成19年8月23日

監査委員訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員の公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、書体、形状及び寸法並びにそのひな形は、別表のとおりとする。

(公印の取扱い)

第3条 公印の保管、使用等の取扱いに関しては、新潟県後期高齢者医療広域連合公印規則(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第5号)の例による。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年8月23日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	書体	形状	寸法	ひな形
新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員之印	てん書体	正方形	方 21mm	
新潟県後期高齢者医療広域連合代表監査委員之印	てん書体	正方形	方 21mm	